

アレルギー対応マニュアル



社会福祉法人 すくすくどろんこの会

1. アレルギー疾患とは

アレルギーという言葉自体は一般用語として広まっているが、その理解は曖昧である。アレルギー疾患は、本来なら反応しなくてもよい無害なものに対する過剰な免疫反応と捉えることができる。

＜代表的なアレルギー疾患＞

1. 気管支ぜんそく
2. アレルギー性鼻炎（花粉症）
3. アレルギー性結膜炎（花粉症）
4. アトピー性皮膚炎
5. 蕁麻疹
6. 食物アレルギー
7. アナフィラキシー

2. 保育園におけるアレルギー疾患

1) 保育園でのアレルギー疾患の実態

園児がかかるアレルギー疾患には、乳児期から問題になるアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、さらに乳児期から次第に増えるアレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎および気管支喘息などがある。

これらのアレルギー疾患の中にも、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎および気管支喘息は、主治医の保育園生活における注意や指示が明確に示されれば、その指示に従って園生活を送る事には大きな問題は起こってこない。

一方、食物アレルギーの子ども達に関しては、誤食事故が発生する可能性があり、乳幼児の生命を守る観点からも慎重な対応が急がれる。

2) 保育園でのアレルギー疾患の課題

- アレルギー疾患の乳幼児が、保育園にはたくさんいる。
- アレルギー疾患は専門性の高い分野であり、かつ考え方や治療が近年急速に発達し変化しているが、医療現場や保育現場でのアレルギー疾患に対する理解度に大きな差があり、混乱を招く原因となっている。
- 診断には負荷試験が基本であるが、実施医療施設に限りがある。
- 食物アレルギー症状の約10%がアナフィラキシーショックを起こす。

これらの課題に対応するために、研修会の参加や保護者に対する啓発などを検討することが望ましい。また、個々の保育園での対応困難事例なども振り返り、安全に対応できるように管理することが求められる。

3) 生活管理指導表とその活用について

保育園と保護者、委託医等が共通理解の下に、一人一人の症状等を把握し、アレルギー疾患の乳幼児に対する取り組みを進めるために、厚生労働省から出されている「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」では、生活管理指導表が提示されている。

<生活管理指導表の活用について>

生活管理指導表は、アレルギー疾患と診断された園児が、**保育園での生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成する。**以下、生活管理指導表の活用の流れを示す。

アレルギー疾患を持つ子どもの把握

- ・入園面接時に、アレルギーについて保育園での配慮が必要な場合、申し出てもらう。
- ・健康診断や保護者からの申請により、子どもの状況を把握する。

保護者へ生活管理指導表の配布

- ・アレルギー疾患により、保育園で配慮が必要な場合に保護者からの申し出により、配布する。

医師による生活管理指導表の記入

- ・できる限り小児アレルギー専門医を受診し、記載してもらう。最低限、小児専門医を受診し、内科等は認めない。

保護者との面談

- ・生活管理指導表を基に、保育園での生活や食事の具体的な取り組みについて、担任、看護師、栄養士等と保護者が協議して対応を決める。

保育園内職員による共通理解

- ・会議等で、子どもの状況、園内での緊急時対応について職員が共通理解する。アレルギー対応児表などを用いて、確認の徹底を図る。
- ・園内で定期的に取り組みにおける状況報告等を行う。

生活管理指導表の見直し

- ・年に2回（3月、9月頃）、生活管理指導表と検査結果の提出をしてもらう。
- ・初回と年度末には、担任、栄養士、看護師らとの面談を設ける。

3. アレルギー疾患別対応

1) 気管支喘息

吸入薬や内服薬でコントロールが図れ、保育園での日常生活において支障をきたすことがなければ、生活管理指導表の提出は不要とする。

2) アトピー性皮膚炎

自宅での薬物療法でコントロールが図れている場合、または、保育園生活で何らかの対応が必要な場合を除き、生活管理指導表の提出は不要とする。

ただし、園生活中に継続的に外用軟膏や内服薬の指示がある場合や、プール遊びや外遊びに対しての制限やケアが必要な場合は、生活管理指導表を提出してもらい、表に基づき面談を行い、対応を決定する。詳しくは、「生活管理指導表の活用」を参照とする。

3) アレルギー性結膜炎

自宅での薬物療法でコントロールが図れている場合、または、保育園生活で何らかの対応が必要な場合を除き、生活管理指導表の提出は不要とする。

ただし、園生活中に継続的に点眼薬や外用軟膏の指示がある場合や、プール遊びや外遊びに対しての制限やケアが必要な場合は、生活管理指導表を提出してもらい、表に基づき面談を行い、対応を決定する。詳しくは、「生活管理指導表の活用」を参照とする。

4) 食物アレルギー・アナフィラキシー

食物アレルギーがある場合、もしくは、疑わしき症状が認められる場合は受診をしてもらうことを最低条件とする。受診以降の対応は、「生活管理指導表の活用」を参照とする。

食材は、ご家庭で最低1回、できれば2回以上摂取してからの提供とする。



参考文献

- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン・・・厚生労働省
- 保育所におけるアレルギー対応研修会テキスト・・・日本保育協会
- よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック・・・独立行政法人 環境再生保全機構

平成30年2月14日 作成